

党3中全会の経済部分の概要と注目点

田中 修*¹

要 約

習近平体制第Ⅲ期の経済政策の基本方針を決める党中央委員会第3回全体会議（3中全会）は、開催時期が大幅に遅れ、2024年7月15日～18日の開催となり、7月21日に「改革の一層全面深化、中国式現代化の推進に関する党中央の決定」（以下「決定」）が公表され、2029年までの経済体制改革の内容が示された。

「決定」の構成を見ると、内需拡大は各論第1章の小項目として簡単にふれられているだけであるのに対し、サプライサイド構造改革は各論第2章全体で詳しく述べられており、需要サイドより供給サイドが重視されている。供給重視は現政権の基本方針であるが、内需拡大を小さく扱ったことは、内外に「現政権は内需拡大に不熱心」という誤解を与えるおそれがあり、今後内需拡大策を速やかに打ち出す必要がある。

「新たな質の生産力の発展」がサプライサイド構造改革の中心になった。これは、戦略的新興産業の発展、未来産業の育成をメインとしており、最先端産業をめぐる米中争覇戦の一環でもあり、日本としても、今後この具体的政策を密接にフォローし、ビジネスチャンスさらには自身の産業の高度化のチャンスを的確に掴まえていくことが極めて重要になる。

これまで、財政・金融・雇用・産業・地域・科学技術・環境保護政策の協調・連携が重視されていたが、経済以外の政策についてもマクロ政策の方向性との一致が要求されることとなった。成長を制約し、社会の予想を弱体化させるおそれのある政策の新規制定については、今後、国家発展・改革委員会による厳しい事前チェックが入ることになるだろう。

現在、中国経済は不動産市場の低迷・地方政府債務の増大・中小金融機関の経営悪化という3大リスクを抱えている。「決定」は地方政府の債務リスクと中小銀行のリスクについては、踏み込んだ改革を示しているが、不動産のリスクについては、地方の裁量権の拡大、分譲住宅の事前販売の改革等を簡単に述べているにすぎない。地方に任せきりにするのではなく、不動産市場の新政策を中央が着実に後押しし、必要に応じ大胆に見直していく必要がある。

中国経済の将来について、現在民営企業・外資企業・消費者の確信が揺らぎ、経済の低迷をもたらしており、彼らのマインドをどう高めるかが重要課題となっている。しかし「決定」では、不動産市場・民営企業・外資企業・消費者対策いずれについても、踏み込みが足らず、迫力不足であり、今後民営経済の発展・壮大化、民間投資の促進、個人所得の増加、不動産市場・企業の安定化、消費促進、設備投資の拡大、外資企業及び

* 1 財務省財務総合政策研究所特別研究官（中国研究交流顧問）、拓殖大学大学院経済学研究科客員教授

その従業員の権益保護について、迅速に政策を打ち出し、確実に実行していくことが必要である。

キーワード：質の高い発展，新たな発展の枠組構築，新たな質の生産力の発展，科学技術の自立自強，国家安全保障，中国式現代化，民営経済の発展・壮大化，内需拡大戦略実施とサプライサイド構造改革深化の有機的結合

I. はじめに

2022年の第20回党大会及び党中央委員会第1回全体会議及び23年の全国人民代表大会（全人代）で習近平体制Ⅲ期が発足すると、通常であれば翌年秋に党中央委員会第3回全体会議（3中全会）が開催され、10年を見越した経済政策の基本方針が決定される。

例えば、1993年は社会主義市場経済体制整備のための政策の青写真、2003年は社会主義市場経済体制を一層整備するための政策、13年は改革全面深化のための政策が決定された。それから10年が経過し、習近平体制第Ⅲ期が

今後10年の経済政策につき、どのような方針を提示するかが注目されたのである。

しかし、今回は会議の開催時期が大幅に遅れ、2024年7月15日～18日の開催となり、7月21日に「改革の一層全面深化、中国式現代化の推進に関する党中央の決定」（以下「決定」）と党3中全会で習近平総書記が行った「決定」に関する説明（以下「説明」）が公表された。本稿では「決定」「説明」の経済関連部分を中心に、その概要と注目点を分析することとしたい。

II. 習近平総書記の「説明」

II-1. 議題確定に関する考慮

II-1-1. 4つの考慮

「説明」によれば、党中央政治局は、党3中全会の議題決定に際して、主として以下の4方面を考慮したとする。

(1) これは人心・パワーを凝集し、新時代・新征途の党の中心任務を実現するための切迫した需要である

実践は、改革開放と社会主義現代化建設の新時期、わが国が大きく足を踏み出して時代に追いついた際、依拠したものは改革開放であるこ

とを証明している。第18回党大会以降、党・国家事業が歴史的成果を経て、歴史的変革が発生した際、依拠したのもも改革開放である。新時代・新征途において、中国式現代化建設の新局面を切り開くには、依然として改革開放に依拠しなければならない。

第20回党大会は、社会主義現代化強国を全面完成し、第2の百年奮闘目標を実現し、中国式現代化により中華民族の偉大な復興を全面推進するという中心任務を確立し、中国式現代化推進について戦略的手配を行ったが、この戦略

的手配を実行に移し、中国式現代化の青写真を現実に変える根本は、改革の一層全面深化にあり、各方面の体制メカニズムを不断に整備し、中国式現代化の推進のために制度的保障を提供しなければならない。

- (2) これは中国の特色ある社会主義制度を整備・発展させ、国家のガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進するための切迫した需要である

第18回党大会以降、我々は制度建設という主線を際立たせ、改革の全面深化を通じて各方面の制度を整備し、中国の特色ある社会主義制度の一層の成熟・定着を推進し、国家のガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化水準は顕著に高まった。

同時に、中国の特色ある社会主義制度は動態的プロセスであり、必然的に実践・発展に伴い不断に発展し、既存の制度も不断の健全化が必要であり、新分野・新実践は制度の刷新を推進し、制度の空白を補填する必要があることははっきり見て取らねばならない。

新たな情勢・任務に対し、改革を一層全面深化し、各方面の制度・メカニズムを引き続き整備し、根底基盤を固め、優位性を発揚し、不足を補充し、脆弱部分を補強して、わが国の制度の優位性をより良く国家ガバナンス機能に転化しなければならない。

- (3) これは質の高い発展を推進し、わが国社会の主要矛盾の変化により良く適応するための切迫した需要である

現在、質の高い発展の推進が直面している際立った問題は、依然として発展がアンバランス・不十分なことである。

例えば、市場システムがなお不健全であり、市場の発育がなお不十分であり、政府と市場の関係がなお完全に整理されておらず、イノベーション能力が質の高い発展の要求に適応せず、産業システムは総体としては大きいが強くない、全部揃ってはいるが精密ではなく、カギ・

コアとなる技術が他国に握られている状況に根本的変化はなく、農業の基礎が堅固ではなく、都市農村・地域の発展と所得分配の格差が依然としてかなり大きく、生態環境保護になお不足が存在する等である。

とどのつまり、これらの問題は社会の主要矛盾の変化の反映であり、発展中の問題であり、改革を一層全面深化させ、体制メカニズムの面から解決を推進しなければならない。

- (4) これは重大リスク・試練に対応し、党・国家事業を推進し長期に安定させるための切迫した需要である

中国式現代化の推進は、全く新しい事業であり、前進の途上で必然的に各種矛盾とリスク・試練に遭遇する。とりわけ、現在世界百年未曾有の大変局の変化が加速しており、局地での衝突・動揺が頻発しており、グローバルな問題が激化し、外部からの抑圧・阻止が不断にエスカレートし、わが国の発展は戦略的チャンスとリスク・試練が共存し、不確定で予想し難い要因が増大する時期に入っており、「ブラックスワン」、「灰色のサイ」事件が随時発生する可能性がある。

これらのリスク・試練に有効に対応し、日増しに激烈となる国際競争において戦略的主導性を勝ち取るには、我々が改革を一層全面深化させ、制度の整備を用いてリスクを防止・解消し、試練に有効に対応し、危機の中で新たなチャンスを育み、変局の中で新局面を開く必要がある。

II-1-2. 注目点

ここで重要なものは(3)(4)であろう。つまり中国は内憂外患を抱えており、国内にあっては、市場システムの不健全、市場の未発達、政府と市場の関係の混乱、イノベーション能力の低さ、産業システムの脆弱性、カギ・コアとなる技術の未発達、農業基礎の弱さ、都市農村・地域の発展と所得分配の大きな格差が依然としてかなり大きく、環境問題を抱えており、国際面では欧米からデカップリング・デリスク

ングの圧力を受けており、これらの厳しい内外環境の中で2035年に現代化を基本的に完成するには、改革の一層の全面深化による制度面の保障が必要ということであろう。

Ⅱ-2. 起草プロセス

Ⅱ-2-1. 時系列

「説明」によれば、3中全会までの動きは、以下のようになっている。

2023年11月	党中央政治局が文件起草組の設置を決定 組長は習近平、副組長は王滬寧・蔡奇・丁薛祥である。
11月27日	党中央が通知を発出し、3中全会の議題につき各地方・各部門・各方面の一部幹部・大衆の意見を徴求
12月8日	文件起草組第1回全体会議起草活動開始
2024年5月7日	決定稿を党内の一定範囲に発送し、意見徴求 党内老同志の意見を徴求、各民主諸党派中央、全国工商聯責任者と無党派人士の意見を専門的に聴取、各方面から1,911項目の修正意見・建議が提起され、文件起草組は221箇所を修正

起草プロセスにおいて、中央政治局常務委員会は3回会議を開催し、中央政治局は2回会議を開催して、今回の中全会で審議する決定稿の審議・修正・形成を進めた。

Ⅱ-2-2. 起草プロセスにおいて把握した点

以下の5点であるとする。

- ①改革開放以降とりわけ新時代の改革全面深化の貴重な経験を総括・運用し、遵守すべき原則を確定し、正確な政治方向を堅持する。
- ②中国式現代化を推進し、第20回党大会の戦略的手配を実施することをしっかり軸として、問題志向を堅持する。

③重点をしっかり掴み、体制メカニズムの改革を際立たせ、戦略的・全局的重大改革を際立たせ、経済体制改革の牽引作用を際立たせ、改革のリード作用を際立たせる。

④人民至上を堅持し、人民全体の利益・根本利益・長期的利益から出発して、改革を計画・推進する。

⑤システムインテグレーションを強化し、改革の全体計画・系統的手配を強化し、各方面の改革を相互に連携させ、協同させて効果を高める。

Ⅱ-2-3. 注目点

まず、文件起草組の設立決定が2023年11月であるということは、当初から23年に党3中全会を開催する意思が指導部になかったことを意味する。23年内に開催されるのであれば、通常23年1月には文件起草組の設置が決定されるからである。今年中に党4中全会が開催される可能性は低く、通常党中全会は1期のうちに7回開催されるため、途中で日程の調整が必要となろう。

また、副組長として王滬寧・蔡奇が任命されたのはうなずけるが、國務院サイドからは李強総理ではなく、丁薛祥副総理が任命されており、政治局常務委員の中で李強の立場が相対的に低下している可能性がある。

起草プロセスの中で、今回は「党内老同志」の意見を徴求している。第20回党大会では老同志からは意見徴求をしておらず、党長老に対する指導部の態度に若干の変化がみられる。

5つの把握点で、改革開放の経験では、特に習近平指導部誕生後の「貴重な経験」を重視するとし、鄧小平・江沢民・胡錦濤の改革の成果は相対化されている。また、改革の中では経済体制改革が特に牽引役として重視されている。

Ⅱ-3. 「決定」の構成

「決定」は13部分、3ブロックから成る。第1部分は第一ブロックで、総論であり、主として改革の一層の全面深化、中国式現代化推進の

重大意義と総体要求を詳述している。

第2から第14部分は第二ブロックで、各論であり、主として経済、政治、文化、社会、生態文明、国家安全保障、国防・軍隊等の方面からの改革手配である。

第15部分は第三ブロックで、主として改革に対する党の指導の強化、党の建設制度の改革深化、廉潔な党風建設と反腐敗闘争について述べている。

小項目は全体として60項目になっている。

Ⅲ. 「決定」総論

「決定」の重大意義については、内容が「説明」の「4つの考慮」と重複しているので、省略する。

Ⅲ-1. 指導思想

Ⅲ-1-1. 概要

「改革を一層全面深化するには、マルクス・レーニン主義、毛沢東思想、鄧小平理論、『三つの代表』重要思想、科学的発展観を堅持し、習近平『新時代の中国の特色ある社会主義』思想（以下、『習近平思想』と簡略化）を全面貫徹し、改革全面深化に関する習近平総書記の一連の新思想・新観点・新論断を深く学習貫徹しなければならない」とする。

具体的には、「新発展理念を完全・正確・全面的に貫徹し、安定の中で前進を求める政策の総基調を堅持し、思想を解放し、実際に即して正しい方法を見いだし、時代と共に進み、真実を求めて実務に励むことを堅持し、一層社会の生産力を解放・発展させ、社会の活力を喚起・増強し、国内・国際の2つの大局を統一し、『五位一体』¹⁾の総体手配を統一的に推進し、『四つの全面』²⁾の戦略手配を協調推進し、経済体制改革を牽引力とし、社会の公平・正義の促進、人民の福祉増進を出発点・帰着点とし、システムインテグレーション、重点を際立たせること、改革の実効性をより重視し、生産関係と生産力、

上部構造と経済基盤、国家ガバナンスと社会発展のよりよい適応を推進し、中国式現代化のために強大な動力と制度的保障を提供しなければならない」としている。

Ⅲ-1-2. 注目点

習近平以前の指導思想・理論は、あくまで「堅持」すれば（看板として掲げておけば）よく、「全面貫徹」しなければならないものは、「習近平思想」のみとされている。

Ⅲ-2. 改革の一層全面深化の総目標

Ⅲ-2-1. 2つの中期目標

「決定」は、「中国の特色ある社会主義制度を引き続き整備・発展させ、国家ガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を推進」し、中期的に次の2つの目標を達成するとしている。

- ① 2035年までに、ハイレベルの社会主義市場体制を全面完成し、中国の特色ある社会主義制度を更に整備し、国家のガバナンスシステムとガバナンス能力の現代化を基本的に実現し、社会主義現代化を基本的に実現し、今世紀中葉までに社会主義現代化強国を全面完成するために堅実な基礎をしっかりと打ち固める。
- ② 2029年の中華人民共和国建国80周年までに、本決定が提起した改革任務を完成する。

1) 経済建設、政治建設、文化建設、社会建設、生態文明建設を一体的に進める。

2) 小康社会の全面実現、改革の全面深化、法に基づく国家統治の全面推進、全面的で厳しい党内統治。

Ⅲ－２－２．7つの「焦点」

「決定」は、次の7つに焦点を絞らなければならないとしている。

①ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築

資源配分における市場の決定的役割を十分発揮させ、政府の役割をよりよく発揮させ、社会主義基本経済制度を堅持・整備し、ハイレベルの科学技術の自立自強を推進し、ハイレベルの対外開放を推進し、現代化経済システムを完成し、新たな発展の枠組の構築を加速し、質の高い発展を推進する。

②全プロセスでの人民民主の発展

党の指導を堅持し、人民を当主とし、法により国を治めることを有機的に統一する。

③社会主義文化強国の建設

イデオロギー分野におけるマルクス主義の指導的地位という根本制度を堅持する。

④人民の生活の質の向上

所得分配・雇用制度を整備し、健全な社会保障体系を整備し、基本公共サービスのバランス性・アクセス可能性を増強し、人の全面发展を推進し、人民全体の共同富裕がより顕著な実質的進展を得るようにする。

⑤美しい中国の建設

経済社会発展の全面グリーン転換を加速し、生態環境の健全なガバナンスシステムを整備し、エコ優先、節約・集約、グリーン・低炭素発展を推進し、人と自然の調和・共生を促進する。

⑥よりハイレベルの平安中国の建設

健全な国家安全保障システムを整備し、国家戦略体系の一体化を強化し、国家の安全保障能力を増強し、社会ガバナンス体制メカニズムと手段を刷新し、新たな安全保障の枠組を有効に構築する。

⑦党の指導水準と長期執政能力の向上

指導方式と執政方式を刷新・改善し、党の建設制度改革を深化させ、党内を全面的に厳しく統治する健全な体系を整備する。

Ⅲ－２－３．注目点

2035年までの目標は、2017年の第19回党大会で既に定められていたが、今回は2029年までの目標が新たに定められた。2013年の18期3中全会では、改革の全面深化の任務は「2020年までに重要分野で決定的成果を得る」とされていたが、今回は達成期間が5年間に短縮されている。最終目標年度が建国100周年なので、建国80周年を強く意識したのであろう。

また、7つの「焦点」の筆頭に、「ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築」が掲げられており、社会主義市場経済体制の構築（市場経済化）を放棄していないことを明らかにしている。この説明の中で、2013年の18期党3中全会で提起された「資源配分における市場の決定的役割を十分発揮させる」という表現もここにだけ再掲されている。また、「共同富裕」もここでだけ言及されている。

Ⅲ－３．改革の一層全面深化の原則

Ⅲ－３－１．6つの「堅持」

「決定」は、「改革を一層全面深化させるには、改革開放以降、とりわけ新時代の改革全面深化の貴重な経験を総括・運用しなければならない」とし、以下の6つの原則を堅持しなければならないとする。

①党の全面指導の堅持

党中央の権威と集中・統一的指導を断固擁護し、全局を総覧し、各方面を協調させる指導的核心の役割を発揮し、党の指導を改革の各方面・全プロセスに貫徹し、改革が常に正確な政治方向に沿って前進することを確保する。

②人民を中心とすることの堅持

人民の主体的地位とパイオニア精神を尊重し、人民の呼びかけに改革で応え、「改革は人民のため、改革は人民に依拠し、改革の成果は人民が共に享受する」を成し遂げる。

③正しきを守る（根本を貫く）革新の堅持

中国の特色ある社会主義が動揺しないことを堅持し、時代をしっかりとフォローして歩み、実

践の発展に順応し、問題志向を際立たせ、新たな起点から理論刷新・実践刷新・制度刷新・文化刷新及び各方面の刷新を推進する。

④制度建設を主線とすることの堅持

「トップダウン設計、全体計画、先に新しいものを確立してから古いものを打破」を強化し、根本制度をしっかりと築き、基本制度を整備し、重要制度を刷新する。

⑤全面的に法に基づき国を治めることの堅持

法治軌道で改革を深化させ、中国式現代化を推進し、改革と法治の統一を成し遂げ、重大改革が法に依拠するようにし、速やかに改革の成

果を法制度化する。

⑥システムの概念の堅持

経済と社会、政府と市場、効率と公平、活力と秩序、発展と安全保障等の重大関係をうまく処理し、改革の系統性・全体性・協同性を増強する。

Ⅲ-3-2. 注目点

原則の順位では「党の全面指導」が筆頭に置かれ、「人民」は2番目となっており、「絶対守らなければならないもの」の優先順位が明らかになっている。

IV. 「決定」各論

分量が多いため、ここでは経済関連に絞って、重要部分を紹介する。

IV-1. ハイレベルの社会主義市場経済体制の構築

「決定」は、「ハイレベルの社会主義市場経済体制は、中国式現代化の重要保障である」とし、「市場メカニズムの役割をより良く発揮させ、より公平で、より活力のある市場環境を創造し、資源配分の効率の最適化と効果の最大化を実現し、『自由にやらせる』のみならず、『しっかり管理』し、市場秩序をより良く擁護し、市場の失敗を補完して、国民経済の循環を円滑にし、社会の内生動力とイノベーション活力を奮い立たせなければならない」とする。

(注目点)

ここでは、「資源配分における市場の決定的役割の発揮」より、むしろ政府の「市場主体の管理・市場秩序の維持・市場の失敗の補完」の役割が強調されている。「ハイレベルの」という形容詞は、市場経済のみならず、社会主義にもかかっていることに注意する必要がある。

IV-1-1. 「2つのいささかも揺るぐことなく」を堅持する

「いささかも揺るぐことなく公有制経済を強固にして発展させ、いささかも揺るぐことなく非公有制経済の発展を奨励・支援・誘導して、各種所有制経済が法に基づき平等に生産要素を使用し、市場競争に公平に参加し、同等に法律の保護を受けることを保証し、各種所有制経済の優位性の相互補完・共同发展を促進する」。

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 国有企業

国有資本と国有企業を強く優れた大きいものにし、コア機能を増強し、コアコンピタンス（核心競争力）を増強。主たる責任・本業管理を整備。国有資本を国家安全保障、国民経済の命脈に関わる重要産業とカギとなる分野に集中し、国家経済・民生に関わる公共サービス・緊急対応能力・公益的分野等に集中し、先見性のある戦略的新興産業に集中。

(注目点)

国有資本の管理を重視する改革派と国有企業の管理・強大化を重視する保守派の主張を折衷

した形となっている。コロナ禍を契機に、国有企業の生産・雇用の維持、産業チェーン・サプライチェーンの断裂を防ぐ役割が再評価されている。また、国有企業の株式は年金の重要な財源であるため、国有資本の価値の維持・増加は、改革派も反対していない。

しかし、国有企業が子会社・孫会社を使って本業以外の分野に手を広げ膨張することは経営効率の低下につながるため、以前から問題となっており、本業への回帰・専念が促されている。2020年の中央経済工作会議は「資本の無秩序な拡張を防ぐ」としたが、無秩序な拡張は民間資本の専売特許というわけではない。

（2）民営企業

民営経済促進法の制定。インフラの競争的分野の経営主体への公平な開放、国家重大プロジェクト建設に民営企業が参加する長期有効なメカニズムの整備。能力のある民営企業が国家重大技術の難関攻略任務を進んで引き受けることを支援し、民営企業に国家重大科学研究インフラを一層開放。

民営企業の資金調達支援政策を整備。民営企業への費用徴収の長期有効な監督管理と企業への代金未払い清算の法律・法規体系の整備。民営中小企業の信用補完制度の整備。民営企業のガバナンス構造と管理制度の整備を支援・指導。企業のコンプライアンス建設と廉潔、リスクの防止・コントロールを強化。

（注目点）

「2つのいささかも揺るぐことなく」が再確認され、各種所有制経済への平等な対応が保証されているが、昨年7月から強調されてきた「民営経済の発展・壮大化の促進」という表現は、ここでは見られない。むしろ、民間資本の投資分野の拡大、民営企業の経営管理水準の向上が重視されている。ただ、国家重大科学技術のイノベーションへの民営企業の参加の道も残されており、イノベーションの担い手として、民営企業にも一定の配慮を示している。

（3）共通事項

中国の特色ある現代企業制度の整備。企業家精神の発揚。各種企業が資源・要素の利用効率と経営管理水準を高め、社会的責任を履行するよう支援・指導。より多くの世界一流の企業の建設加速。

（注目点）

これまで「世界一流の企業の建設」は、国有企業について言われることが多かったが、ここでは、国有・民営共通のテーマとなっている。

Ⅳ-1-2. 全国統一大市場を構築する

主要な政策は、以下のとおりである。

（1）公平な競争の審査・ハードな制約の強化

反独占・反不当競争の強化。地方の資本誘致の法規・制度を規範化し、法律・規定に違反して政策優遇を与える行為を厳禁。市場の総合監督管理の能力・水準の向上。

（注目点）

地方政府の内資・外資企業誘致において、かなり不正がみられることが分かる。

（2）要素市場の制度・規則の整備

資本市場の規範的發展を促進する基礎制度の整備。全国一体化した技術・データ市場の育成。政府の価格形成に対する不当な関与を防止。労働・資本・土地・技術・管理・データ等の生産要素の貢献度を市場により評価し、貢献度に基づき報酬を決定するメカニズムを整備。水資源・エネルギー・交通等の分野の価格改革を推進し、庶民の段階的な水道・電力・ガス価格制度を最適化し、石油製品の価格決定メカニズムを整備。

（注目点）

従来の生産要素の概念に新たに技術・管理・データが加わっており、この貢献度に基づく報酬決定は、所得分配改革の一環でもある。

（3）流通体制の整備

モノのインターネットの発展を加速し、全社

会の物流コストの引下げ。エネルギー管理体制の改革深化。

(4) 完全な内需体系の育成加速

①投資

基礎的・公益的・長期的重大プロジェクトの建設を政府投資が支援する長期有効なメカニズムを確立。政府投資が民間投資を有効に牽引する体制メカニズムを整備。投資の審査・認可制度改革を深化。民間資本投資の活力を喚起し、投資実施を促進するメカニズムを整備。有効な投資を市場が主導する内生的成長メカニズムを形成。

②消費

消費拡大の長期有効なメカニズムを整備。制限的措置を減らし公共消費を合理的に増加。先発経済（いち早く新製品を出し利益を得る）を積極推進。

(注目点)

内需拡大が極めて小さく扱われており、ここでも民間投資の拡大が重視されている。

IV-1-3. 市場経済の基礎制度を整備する

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 財産権制度の整備

法に基づき、各種所有制経済の財産権を平等・長期に保護し、効率の高い知的財産権総合管理体制を確立。各種所有制経済の財産権と合法利益を侵犯する行為に対して、同じ責任・罪・罰を実行。財産権の法執行・司法保護を強化。

(注目点)

ここで、民営企業の財産権保護が明示されている。

(2) 市場参入制度の整備

新業態・新分野の市場参入環境の最適化。企業の破産メカニズムを整備し、個人の破産制度の確立を模索。企業の退出制度を整備。

IV-2. 経済の質の高い発展を推進する健全な体制メカニズムの整備

「決定」は、「質の高い発展は、社会主義現代化国家を全面建設するための第一の重要任務である。新発展理念により改革をリードし、新たな発展段階に立脚し、サプライサイド構造改革を深化させ、質の高い発展を推進する奨励・制約メカニズムを整備し、発展の新たな原動力・新たな優位性を築き上げなければならない」とする。

(注目点)

習近平同志総書記の2021年1月11日の中央党校における重要講話は、「新たな発展段階は、わが党が人民を率いて『立ち上がり、豊かになる』から『強くなる』に至る歴史的に飛躍した新たな段階」であり、「社会主義現代化国家の全面建設・社会主義現代化の基本的実現は、社会主義初級段階のわが国発展のための要求であるのみならず、わが国の社会主義が初級段階から更に高い段階に邁進するための要求でもある」としていた。

つまりこの重要講話は、「新たな発展段階」においては、2035年の社会主義現代化の基本的実現をもって「社会主義初級段階」が終了し、以後は社会主義化に向けた次の段階に進むことを示唆していたのである。これに改革派の長老が反発したためか、しばらく「新たな発展段階」は党の公式文件からは姿を消していた。これが今回復活している。

IV-2-1. 土地の事情に応じて施策を講じて、新たな質の生産力を発展させる健全な体制メカニズムを整備する

この部分は、「決定」の目玉政策でもあるので、全文を紹介する。

「技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配置、産業の深い転換・高度化を推進し、労働者・労働手段・労働対象の組合せの最適化と更新・飛躍を推進し、新産業・新モデル・新原動力を生み出し、ハイテク・高効率・ハイクオリティを特徴とする生産力を発展させる。

カギとなる汎用技術・フロンティア技術・現代工学技術・破壊的技術のイノベーションを強化し、新分野・新たな競争の場の制度供給を強化し、未来産業への投入増加メカニズムを確立し、新世代情報技術、AI、航空・宇宙、新エネルギー、新素材、ハイエンド装置、バイオ医薬、量子科学技術等の戦略的新興産業の発展を推進する政策とガバナンスシステムを整備し、新興産業の健全で秩序立った発展を誘導する。

国家標準の向上により伝統産業の最適化・グレードアップをリードし、企業がデジタル・AI技術、グリーン技術を用いて伝統産業を改造・高度化することを支援する。環境保護、安全等の制度的規制を強化する。

健全な関係規則・政策を整備し、新たな質の生産力により適応した生産関係の形成を加速し、新たな質の生産力の発展に向けての各種先進的生産要素の集中を促進し、全要素生産性を大幅に高める。

エンジェル投資、ベンチャー投資、プライベート・エクイティ投資の発展を奨励・規範化し、政府投資ファンドの役割をよりよく発揮させ、ベシエント（忍耐強い）資本を発展させる」。(注目点)

最近の産業政策の目玉である「新たな質の生産力の発展」がここで言及されている。「土地の事情に応じて施策を講ずる」とされているのは、全国で戦略的新興産業・未来産業が重複建設・乱立することを防ごうとしているのであろう。

2024年1月31日の党中央政治局集団学習会で、習近平総書記は次のように述べている。

「質の高い発展は新たな生産力理論によって指導する必要があるが、(中略)概括的に言うと、新たな質の生産力はイノベーションにおいて主導的役割を果たし、伝統的な経済成長方式・生産力発展ルートを離脱し、ハイテク・高効率・ハイクオリティの特徴を備えており、新発展理念に合致した先進的生産力の質的形態である。それは、技術の革命的ブレークスルー、生産要素の革新的配分、産業の深い転換・高度化によっ

て生み出され、労働者・労働手段・労働対象及びその最適な組合せによって飛躍することを基本的内容とし、全要素生産性の大幅な向上を核心の目安とし、特徴は革新であり、カギは質の最適化にあり、本質は先進的生産力である」。

そして、新たな質の生産力を発展させるためには、①科学技術イノベーションの推進、②科学技術イノベーションの成果を応用した産業イノベーションの推進、③発展方式のグリーン転換、④新しいタイプの生産関係の形成、⑤人材育成メカニズムの刷新が必要だとする。

新たな質の生産力の発展は、全要素生産性の向上を目指すものであり、それは潜在成長力の向上を意味する。習近平指導部は質の高い成長の推進において、内需拡大戦略の実施とサプライサイド構造改革の深化の有機的結合を重視しており、新たな質の生産力の発展は正にサプライサイドの政策である。

Ⅳ-2-2. 実体経済とデジタル経済の深い融合を促進する健全な制度を整備する

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 新しいタイプの工業化の早急な推進

先進的製造業のクラスターの育成・壮体化。製造業のハイエンド化・スマート化・グリーン化発展の推進。

(2) デジタル経済の発展を促進する体制メカニズムの構築を加速する

デジタル産業化・産業のデジタル化を促進する政策体系の整備。新世代情報技術の全方位・全チェーンでの普及・応用、インダストリアル・インターネットの発展、国際競争力を備えたデジタル産業クラスターの形成。プラットフォーム経済の革新・発展促進。国家データインフラの建設・運営。データ財産権の帰属認定・市場取引・権益分配・利益保護制度の確立加速。データセキュリティのガバナンス能力と監督管理能力を高め、効率が高く、便利で安全なデータ・

クロスボーダー流動メカニズムを確立。

(注目点)

実体経済とデジタル経済の融合は、最近「インターネット+」に代わり提唱されている「AI+」戦略につながるものである。なお、AIについては、「文化体制メカニズム改革の深化」の章で、「生成AIの発展・管理メカニズムを整備する」との記述がみられる。また、「国家安全保障のシステム・能力の現代化推進」の章にも、「AIの安全監督管理制度を確立する」との記述があり、AIを手放しで発展させるわけではないことが分かる。データセキュリティのガバナンスは、経済安全保障の重要な一部である。

IV-2-3. サービス業を発展させる体制メカニズムを整備する

主要な政策は、①重点部分に焦点を絞り、生産関連サービス業の質の高い発展を分野別に推進、②生活関連サービス業の多様化した発展を加速する健全なメカニズムの整備等である。

IV-2-4. 現代化インフラを建設する健全な体制メカニズムを整備する

主要な政策は、①新しいタイプのインフラの健全な融合利用メカニズムの整備、②伝統インフラのデジタル化改造、③一般航空・低空経済の発展等である。

IV-2-5. 産業チェーン・サプライチェーンの強靱性・安全水準を高める健全な制度を整備する

主要な政策は、①集積回路・工作機械・医療装置・計測器・ベーシックソフトウェア・産業用ソフトウェア。先進的素材等の重点産業チェーンの発展を強化する健全な体制メカニズムの整備、②国内での産業の段階的で秩序立った移動の協力メカニズムの整備等である。

(注目点)

産業チェーン・サプライチェーンの強靱性・安全水準向上は、経済安全保障の重要な一部で

ある。

IV-3. 健全なマクロ経済ガバナンスシステムの整備

「決定」は「科学的なマクロコントロール、有効な政府のガバナンスは、社会主義市場経済体制の優位性を発揮するための内在的要求である。マクロコントロールの制度体系を整備し、財政・税制、金融等の重点分野の改革を統一的に推進し、マクロ政策の方向の一致性を増強しなければならない」とする。

IV-3-1. 国家戦略計画体系と政策統一協調メカニズムを整備する

(1) 国家戦略の制定・実施メカニズムの構築

国家戦略のマクロ誘導、統一・協調効果の増強。国家経済社会発展計画の健全な制度体系の整備、戦略的誘導作用の発揮。国土空間計画の基礎的作用の強化。

(2) 国家発展計画・重大戦略の実施

財政・金融・産業・物価・雇用等の政策の促進に協同で力を発揮。各種フロー資源の配分とストックの構造調整を最適化。経済政策と非経済政策を全てマクロ政策の方向の一致性評価に組み入れ。予想の健全な管理メカニズムの整備。国際マクロ政策の健全な協調メカニズムの整備。

(注目点)

マクロ政策の方向との一致性評価は、もともと2022年に開始された。21年に、政府が二酸化炭素排出削減を地方に競わせたため、地方政府は形だけでも成果を上げるべく、石炭の採掘・石炭火力発電をストップさせたので、秋になると石炭・電力不足が深刻となり、経済に悪影響を与えた。

この反省から、他の分野の経済政策（この場合は環境保護）が、経済成長や社会の予想にダメージを与えることはないか、政策立案段階で国家発展・改革委員会が評価・チェックする体制がスタートしたのである。

しかし、その後も少子化対策（教育費用の軽減）として私営の塾を禁止したことが大学卒業生の就職に影響を与え、若者の健全な育成政策としてオンラインゲームを制限したことが、ITプラットフォーム企業の経営・株式市場に悪影響を与えるような事態が発生しており、新規政策の事前評価が、経済以外の政策にまで拡大されたのである。それだけ、今は経済成長が重視されているということであろう。

Ⅳ-3-2. 財政・税制改革を深化させる

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 健全な予算制度の整備

財政資源・予算の統一的運用の強化。国家重大戦略任務と基本民生への財政力保障を強化。予算編成と財政政策に対するマクロ指導を強化。ゼロベース予算改革の深化。予算管理の統一性・規範性の向上、予算の公開と監督制度の整備。

(2) 税制の整備・税制構造の最適化

新業態に適応した税制の検討。租税法主義の全面実施、税優遇政策の規範化。

総合と分類が結合した個人所得税制度を整備し、経営所得・資本所得・財産所得への租税政策を規範化し、勤労所得への統一課税を実行。税の徴収管理改革を深化。

(注目点)

中国の個人所得税は所得分類が多く、税率も様々なため、租税回避がしやすいことが以前から問題となっており、所得の総合課税化に向けた改革が進められている。

(3) 権限・責任が明確で、財政力が協調し、地域のバランスがとれた中央と地方の財政関係の確立

- ①地方の自主運用が可能な財政資金を増やし、地方の税源を拡大し、地方税収の管理権限を適切に拡大。
- ②財政移転支出体系を整備し、特別移転支出を

整理・規範化し、一般性移転支出を増やし、市・県の財政力と事務権限のバランスの程度を向上。質の高い発展促進移転支出の奨励・制約メカニズムの確立。

- ③消費税の課税段階の繰り下げを推進して徐々に地方税に切り替え、未控除仕入増値税の還付政策と税額控除の仕組みを整備し、共有税のシェア比率を最適化。
- ④都市維持建設税、教育費付加・地方教育費付加を合併して地方付加税とすることを検討し、地方に一定程度内で具体的適用税率の確定を授権。
- ⑤地方政府特別債の支援範囲を合理的に拡大し、資本金に充当する分野・規模・比率を適切に拡大。
- ⑥政府債務管理制度を整備し、包括的地方政府債務監視・監督管理体系と隠れ債務リスクを防止・解消する長期有効なメカニズムを整備し、地方融資プラットフォームの改革・転換を加速。
- ⑦税外収入管理を規範化し、一部税外収入の管理権限を適切に地方へ委譲し、地方が実際と結びつけて差別化して管理。

(注目点)

経済体制改革の中でも、今回は地方財政の強化がメインである。1994年の分税制改革により、財源が中央に集中した結果、地方は財政収入不足が慢性化し、融資プラットフォーム会社を利用して隠れ債務を増やすことになった。不動産不況により国有地使用権譲渡収入が大きく減少しているなかで、地方政府の債務リスクを軽減するには、地方財政を制度的に強化するしかなく、今回は地方の財政資金・税制の自主権の拡大、一般性移転出の増加、中央税である消費税の段階的の地方税化、税外収入の一部の地方委譲など包括的な対策が講じられており、その効果を見極める必要がある。

Ⅳ-3-3. 中央の権限を適切に強化し、中央財政支出の比率を高める

- ①中央財政の財政権限は、原則として中央レベ

ルを通じて支出を計上するものとし、地方に代行を委託する中央財政権限を削減。

- ②法律・規定に違反して地方に関連資金の経常を要求してはならず、確かに地方に行使を委託する必要のあるものは、特別移転支出を通じて資金を計上。

(注目点)

中国では日本と比べ、社会保障・インフラ整備等で地方負担の割合が大きく、中央財政からの補助（特別移転支出）が少ない。これも地方財政を逼迫させており、今後の全国財政支出の個別項目支出における、中央財政と地方財政の支出バランスの変化を注視する必要がある。

IV-3-4. 金融体制改革を深化させる

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 中央銀行・金融機関

- ①中央銀行制度の整備を加速し、金融政策の伝達メカニズムを円滑化。
- ②科学技術金融・グリーン金融・インクルーシブファイナンス(包摂金融)・高齢者福祉金融・デジタル金融を積極的に発展。
- ③重大戦略・重点分野・脆弱部分への質の優れた金融サービスの強化。
- ④金融機関の位置づけとガバナンスを整備し、実体経済をサポートする健全な奨励・制約メカニズムを整備。

(2) 資本市場

- ①多元化したエクイティファイナンスを発展させ、多層レベルの債券市場の発展を加速し、直接金融のウエイトを高め、国有金融資本の管理体制を最適化。
- ②投資・融資が協調する健全な資本市場の機能を整備し、リスクを防止し監督管理を強め、資本市場の健全で安定した発展を促進。
- ③長期資金の市場参入を支援。上場会社の質を向上させ、上場会社の監督管理・市場退出(上場廃止)制度を強化。資本市場の内

在的安定性を増強する長期有効なメカニズムを確立。

- ④大株主・実質支配者の行為を規範化・制約するメカニズムを整備。上場会社の配当奨励・制約メカニズムを整備。投資家保護の健全なメカニズムを整備。地域的な株式市場のルールのすり合わせ・基準の統一を推進。

(3) 金融行政

- ①金融法の制定。金融監督管理体系を整備し、法に基づき全ての金融活動を監督管理に組み入れ、監督管理責任と問責制度を強化し、中央と地方の監督管理の協同を強化。
- ②安全で効率の高い金融インフラを建設し、金融市場における登記・保管振替、決済・清算の規則・制度を統一し、リスクを早期是正するハードな制約制度を確立し、システムミックリスクを有効に防止・コントロールする金融安定保障体系をしっかりと構築。
- ③金融消費者を保護し、違法な金融活動を取り締まる健全メカニズムを整備し、産業資本と金融資本のファイアウォールを構築。

(4) 金融開放

- ①金融のハイレベルな開放を推進し、人民元の国際化を穏当・慎重・着実に推進し、人民元オフショア市場を発展させ、デジタル人民元の研究・開発と応用を穏当に推進。上海国際金融センターの建設を加速。
- ②「参入前の内国民待遇+ネガティブリスト」管理モデルを整備し、条件に合致する外資機関を金融業務に参加させるテストを支援。
- ③金融市場の相互連結を穏当・慎重に拡大し、適格海外投資家制度を最適化。
- ④自主的で制御可能なクロスボーダー決済システムの建設を推進し、開放条件下での金融安全保障メカニズムを強化。
- ⑤統一・包括的な外債監督管理体系を確立。国際金融ガバナンスに積極参加。

（注目点）

金融法の制定が掲げられており、金融分野の法治の徹底が今後図られるものと見られる。

会社経営者が中小金融機関の実質支配者となり、金融機関を会社の金庫代わりに使う「機関銀行」化問題が中国でも発生しており、大株主・実質支配者への規制、産業資本・金融資本のファイアウォールの構築が課題となっている。

人民元の国際化・デジタル人民元・金融市場の相互連結については、表現が慎重になっている。また、人民元の資本項目の自由化についても言及がない。先進国の金融政策の動向次第では資本流出が発生しかねないため、慎重になっているのであろう。

Ⅳ-3-5. 地域の協調発展戦略メカニズムを整備する

主なプロジェクトとしては、北京・天津・河北、長江デルタ、広東・香港・マカオ大ベイエリア等の質の高い発展の動力源としての役割發揮、長江経済ベルトの発展・黄河流域生態保護及び質の高い発展のメカニズムの最適化、雄安新区建設を高基準で質高く推進、成都・重慶地域2都市経済圏の建設推進が掲げられている。

また、優位性を相互補完する地域経済の配置と国土空間体系の構築、主体的機能区の健全な制度体系の整備、国土空間の発展保障メカニズムの強化、東部・中部・西部の産業協力、海洋経済の発展を促進する体制メカニズムの整備も課題となっている。

Ⅳ-4. ハイレベルの対外開放体制メカニズムの整備

「決定」は、「開放は中国式現代化の鮮明なトレードマークである。対外開放の基本国策を堅持し、開放により改革を促し、わが国の超大規模な市場の優位性に依拠して、国際協力拡大の中で開放能力を高め、よりハイレベルの開放型経済新体制を建設しなければならない」とする。

主要な政策は、以下のとおりである。

Ⅳ-4-1. 制度型開放を着実に拡大する

（1）国際的に高基準の経済貿易ルールに主体的に適応

財産権保護・産業補助・環境基準・労働保護・政府調達・Eコマース・金融分野等で、ルール・規制・管理・基準が相互適用できるようにし、透明で安定し予測可能な制度環境を形成。

（留意点）

第20回党大会以降、CPTPP等の高基準の国際貿易のルール・規格に合わせることにより、国内の制度改革を促進することが重視されている。

（2）自主性と開放を拡大

わが国の商品市場・サービス市場・資本市場・労務市場等の対外開放を秩序立てて拡大。最も未発達な国家への一方的な開放を拡大。対外援助体制メカニズム改革を深化させ、フロー全体の管理を実現。

（3）WTOを核心とする多国間貿易体制の擁護

グローバル経済ガバナンスシステムの改革に積極的に参加し、より多くのグローバル公共財を提供。世界に向けて高基準のFTAネットワークを拡大。国際的に普及しているルールに沿ったコンプライアンスメカニズムを確立。開放協力の環境を最適化。

Ⅳ-4-2. 対外貿易体制改革を深化させる

（1）貿易政策と財政・税制、金融、産業政策の協力を強化

制度・政策面から貿易強国をサポートする体系を形成。国内取引・対外貿易の一体化改革を加速。貿易のデジタル化・グリーン化傾向に積極対応。通関・税務・外貨等監督管理を刷新し、新業態・新モデルの発展に有益な制度環境を形成。デジタル貿易を刷新・発展させ、越境Eコマース総合テスト区の建設を推進。コモディティ交易センター、グローバル集散・配送セン

ターの建設。貿易リスクを防止・コントロールする健全なメカニズムを整備し、輸出管理体制と貿易救済制度を整備。

(2) サービス貿易の刷新・向上

クロスボーダーサービス貿易ネガティブリストを全面实施。サービス業開放拡大総合モデル事業の推進。オフショア貿易の発展加速。クロスボーダー金融サービス体系を確立し、金融商品・サービスの供給を増加。

IV-4-3. 外商投資と対外投資の管理体制メカニズム改革の深化

(1) 市場化・法治化・国際化した一流のビジネス環境を作り上げ、法に基づき外商投資権益を保護

外商投資産業目録を拡大・奨励し、外資参入ネガティブリストを合理的に縮減。製造業分野の外資参入制限措置の全面撤廃実施。電気通信・インターネット・教育・文化・医療等の分野の秩序立った開放拡大の推進。

(2) 外商投資を促進する体制メカニズムの改革の深化

要素獲得・資格許可・規格制定・政府調達等の方面で外資企業の内国民待遇を保障。産業チェーンの川上・川下関連連携への参加をサポート。国外人員の入国後の居住・医療・支払決済等の生活の便宜を図る制度を整備。

(3) 対外投資を促進・保障する体制メカニズムの整備

対外投資の健全な管理・サポート体系を整備。産業チェーン・サプライチェーンの国際協力の推進。

IV-4-4. 地域開放の配置の最適化

(1) 大陸

東部沿海地域の開放の先導役としての地位を強固にし、中西部・東北地域の開放水準を高め、陸海・内外が連動し東西が双方向に互助する全

面開放の枠組の形成を加速。沿海・国境沿い・河川沿い・交通幹線等の優位性を発揮し、地域開放の機能分担を最適化し、多様な形態の開放拠点を形成。自由貿易試験区向上戦略の実施。海南自由貿易港の建設加速。

(2) 香港・マカオ・台湾

国際金融・海運・貿易センターとしての香港の地域を強固にし、向上。香港・マカオが国際ハイエンド人材の集積拠点を作り上げることを支援。香港・マカオが国家の対外開放においてより良い役割を発揮する健全なメカニズムの整備。広東・香港・マカオ大ベイエリア協力を深化させ、ルール・メカニズムのすり合わせを強化。

兩岸の経済・文化交流協力を促進する制度・政策を整備し、兩岸の融合発展を深化。

IV-4-5. 「一帯一路」の質の高い共同建設を整備・推進

「一帯一路」科学技術イノベーション・アクションプランを継続実施。グリーン発展・デジタル経済・AI・エネルギー・税制・金融・減災等の分野の多国間協力プラットフォームの建設強化。陸・海・空・サイバースペースの一体的配置を整備し、「一帯一路」立体相互連結ネットワークを構築。代表的な重大プロジェクトと「小さくて素晴らしい」民生プロジェクトを統一的に推進。

IV-5. 民生を保障・改善する健全な制度体系の整備

「決定」は、「発展の中で民生を保障・改善することは、中国式現代化の重大任務である。力を尽くして実行し、力量を慮って実行し、基本公共サービスの制度体系を整備し、包摂的・基礎的で最低ラインを保障する民生の建設を強化し、人民が最も関心を寄せ、最も直接的で、最も現実的な利益問題をしっかりと解決し、人民の素晴らしい生活への願望を不断に満足させなければならない」とする。

（注目点）

ここで「共同富裕」推進への言及はない。

主要な政策は、以下のとおりである。

Ⅳ－5－1. 所得分配制度を整備する

（1）1次分配・再分配・3次分配の協調・連携した制度体系の構築

国民所得分配における個人所得のウエイトを高め、1次分配における報酬のウエイトを引上げ。労働者の賃金の決定・合理的増加・支払を保障するメカニズムを整備し、要素に応じて分配する健全な政策制度を整備。税制・社会保障・移転支出等の再分配調整メカニズムの整備。公益・慈善事業の発展支援。

（2）所得分配秩序・富の蓄積メカニズムの規範化

多くのチャンネルで都市・農村住民の財産所得を増加。低所得層の所得を有効に増やし、中間所得層の規模を着実に拡大し、高すぎる所得を合理的に調節する制度体系を形成。

国有企業の賃金決定メカニズムの改革を深化させ、国有企業の各レベル責任者の給与・職務手当・補助金を合理的に確定し、厳格に規範化。

（注目点）

国有企業の給与が民間企業より高いことは、新たな所得格差問題として胡錦涛指導部時代から問題視され、経営陣の高すぎる給与の是正が図られてきたが、依然として給与格差が大きいことが分かる。

Ⅳ－5－2. 雇用優先政策の整備

①健全で質が高く十分な雇用促進メカニズムを整備。就職公共サービス体系を整備。構造的雇用矛盾（ミスマッチ）の解決に注力。

②大学卒業生・出稼ぎ農民・退役軍人等の重点対象の雇用支援体系を整備。都市・農村の雇用政策体系を統一。戸籍・雇用・身上調書等の事務の改革を同歩調で推進。

③起業による雇用促進の政策環境の最適化。新就労形態を支援・規範的に発展。

④機会の公平を促進する制度メカニズムの整備。社会の流動ルートの円滑化。

⑤労使関係協議・協調メカニズムの整備。労働者の権益保障の強化。

Ⅳ－5－3. 健全な社会保障体系の整備

（1）社会保険

①制度の全国統一

基本年金保険の全国統一管理制度を整備。全国統一の健全な社会保険公共サービスプラットフォームの整備。

②健全な社会保障基金の価値維持・増加と安全監督管理体系の整備

基本年金・基本医療保険等の資金調達と給付水準を合理的に調整する健全なメカニズムの整備。都市・農村住民基本年金保険の基礎年金を徐々に引上げ。

③フレキシブルな就労者・出稼ぎ農民・新就労形態人員の社会保障制度の整備

失業・労災・出産保険のカバー率を拡大。就労地での保険加入の戸籍制限を全面的に撤廃。社会保険のポータビリティ政策の整備。

④年金保険

多層レベル・多支柱の年金保険制度体系の発展加速。年金制度のカバー範囲の拡大。個人年金制度の推進。各種商業保険の保障補充の役割を発揮。

⑤医療保険

基本医療保険の省レベルでの統一管理。医療保険の支払方式の改革深化。大病保険と医療救済制度の整備。医療保険基金の監督管理の強化。

⑥健全な社会救済体系の整備

女性・児童の合法権益を保障する健全な制度を整備。障害者の社会保障制度と思いやりサービス体系の整備。

（2）住宅

①賃貸・分譲が並立する住宅制度の確立を加速し、不動産発展の新モデルの構築を加速。

②保障性住宅の建設・供給を増やし、サラリーマン層のハードな住宅需要を満足。都市・農

村住民の多様化した改善関連需要を支援。

- ③各都市政府に不動産市場コントロールの自主権を十分賦与。

都市の事情に応じて施策を講じさせ、関係都市による住宅購入制限政策の撤廃あるいは緩和、住宅の区分基準の撤廃を容認。

- ④不動産開発の資金調達方式と分譲住宅の事前販売制度を改革。

- ⑤不動産関連税制を整備。

(注目点)

現在の最大の経済リスクである不動産市場の不況について、社会保障の中の住宅保障の問題として、さらりと言及するにとどめている。ただ、分譲住宅の事前販売制度の改革が盛り込まれており、既に代金を支払っているにも関わらず住宅が引き渡されず、住宅ローンの返済を迫られている住宅購入者の権益保護を図っている。不動産関連税制では、不動産税への言及がない。今の不動産市場の状況では、不動産税の本格導入が住宅価格をますます押し下げのおそれがあるからであろう。

IV-5-4. 医療・衛生体制改革の深化

健全な公共衛生体系の整備。社会による共同ガバナンス、医療・予防の連携・融合の促進。モニタリング、早期警戒、リスク評価、疫学調査、検査・測定、応急処置、医療救済等の能力強化。医療・医療保険・医薬の協同発展・ガバナンス促進。質の優れた医療資源の拡大・末端への移転と地域のバランスのとれた配置の促進。公益性を方向とする公立病院改革の深化。医療サービスに基づく医療費設定のメカニズム確立。医療報酬制度の整備。民営病院の発展を誘導・規範化。創薬・医療機器の健全な開発支援メカニズムの整備。

IV-5-5. 人口発展の健全な支援・サービス体系の整備

(1) 少子高齢化対策を重点に人口発展戦略を整備

- ①全世代・全ライフサイクルをカバーする健全

な人口サービス体系を整備し、人口の質の高い発展を促進。出産・子育て支援の政策体系と奨励メカニズムの整備。

- ②出産・養育・教育コストを引き下げ、産休・育休制度を整備し、出産・育児手当制度を確立し、出産・小児医療の基本公共サービス水準を高め、個人所得税控除の基準額を引上げ。
- ③ユニバーサル保育サービス体系を強化し、雇用者側による保育所の設置・コミュニティ併設型の保育・自宅利用型保育等多様なモデルの発展を支援。
- ④人口流動の客観法則を把握し、関係公共サービスのポータビリティを推進し、都市・農村、地域間の人口の合理的な集積・秩序立った流動を促進。

(2) 人口の高齢化に積極対応し、高齢者介護事業・高齢者介護産業を発展させる政策メカニズムを整備

- ①シルバー経済を発展させ、高齢者に適合する多様化・個性化した就業ポストを創造。
- ②自由意志・柔軟性の原則に基づき、漸進式の法定退職年齢の延長改革を穏当に秩序立てて推進。
- ③基本高齢者介護サービスの供給を最適化し、コミュニティ高齢者介護サービス機関を育成し、公的高齢者介護機関の健全な運営メカニズムを整備し、企業等の民間の力の積極的参加を奨励・誘導し、互助的な高齢者介護サービスを推進し、医療・介護の結合を促進。
- ④独居・要介護障害者等の特殊困難高齢者へのサービスを改善、長期介護保険制度の確立を加速。

IV-6. その他

他の大項目の中にも経済と関わる部分もあるので、要点のみ紹介する。

Ⅳ-6-1. 全面的イノベーションを支援する体制メカニズムを構築する

「決定」は、「教育・科学技術・人材は中国式現代化の基礎的・戦略的支えである。科学教育興国戦略・人材強国戦略・イノベーション駆動発展戦略を深く実施し、教育・科学技術・人材体制メカニズムの一体改革を統一的に推進し、健全な新しいタイプの挙国体制を整備し、国家イノベーション体系全体の効果を高めなければならない」とする。

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 教育総合改革の深化

中国の特色ある、世界一流の大学と優位性のある学科の建設。基礎学科・新興学科・学際学科の建設と卓越した人材の育成を強化。民営教育の発展を誘導・規範化。

(2) 科学技術体制改革の深化

重大科学技術イノベーションを組織するメカニズムの最適化。カギ・コアとなる技術の難関攻略の統一的強化。科学技術イノベーションの主体としての企業の地位を強化。研究開発リーディングカンパニーを育成・壮大化するメカニズムを確立。中央財政の科学技術経費の分配・管理・使用メカニズムの整備。科学技術イノベーションに適應する科学技術金融体制の構築。国家重大科学技術任務と研究開発型中小企業への金融支援強化。

(3) 人材発展体制メカニズム改革の深化

卓越したエンジニア・大国の匠・高技能人材の育成。若手のイノベーション人材の発見・選抜・育成メカニズムの整備。

(注目点)

米国を中心に最先端科学技術からの中国の切り離しが進む中で、科学技術の自立自強を図るため、科学技術・教育・人材育成を一体化した挙国体制の構築が図られている。

Ⅳ-6-2. 都市・農村融合発展の体制メカニズムを整備する

「決定」は、「都市・農村融合発展は、中国式現代化の必然的要求である。新しいタイプの工業化・新しいタイプの都市化と農村全面振興を統一的に企画し、計画・建設・ガバナンスにおける都市・農村の融合水準を全面的に高め、都市・農村間の要素の平等な交換・双方向の流動を促進し、都市・農村の格差を縮小し、都市・農村の共同繁栄・発展を促進しなければならない」とする。

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 新しいタイプの都市化の健全な体制メカニズムの整備

条件に合致した農業からの移転人口の社会保険・住宅保障・随伴子女の義務教育等につき、現地戸籍人口と同等の権利を享受させ、農業移転人口の市民化を加速。都市で戸籍転換した農民の合法的な土地權益を保障し、法に基づき都市で戸籍転換した農民の土地請負件・農村宅地使用権・集団収益分配権を擁護し、自ら進んで有償で退出する方法を模索。

巨大都市のスマート・高効率な新ガバナンスシステムの形成を推進。持続可能な都市更新モデルと関連政策・法規を確立。

(2) 農村基本経営制度の定着・整備

第2期土地請負を期限到来後30年間再延長するテストを秩序立てて推進。請負地の所有権・請負権・経営権の分離改革を深化。農業の適正規模経営を發展。請負地経営権流通の価格形成メカニズムを整備。新型農業経営主体支援政策と農家の所得増加促進を結合。新型農村集団経済を發展させ、財産権が明確で分配が合理的な運営メカニズムを構築。農民により十分な財産權益を賦与。

(3) 「強農・恵農・富農」支援制度の整備

県域富民産業を壮大化。農村新産業・新業態を育成。農業補助政策を最適化。農村人口をカ

バーする常態化した貧困逆戻り・貧困化防止メカニズムを整備。農村全面振興の健全で長期有効なメカニズムの整備。食糧生産・消費地域の省間を横断する利益補償メカニズムを統一的に確立し、食糧主産地域の利益補償面で実質的前進。食糧の買付・販売・備蓄管理体制メカニズムの改革を統一的に推進。食糧・食物節約の健全で長期有効なメカニズムを整備。

(4) 土地制度改革の深化

耕地の転用・造成均衡化制度を改革・整備。高基準農地の造成・査定・管理・保護メカニズムを整備。農家が合法に所有する住宅を賃貸・出資・協同等の方式により利活用。農村集団所有制商用建設用地の市場化改革を秩序立てて推進し、土地の付加価値収益配分の健全なメカニズムを整備。

都市の工業・商業土地利用を最適化。マクロ政策・地域発展と連結する健全な土地管理制度の整備。遊休地と低効率土地の活用。

(注目点)

これまでバラバラに進められてきた都市化と農村振興を一体化し、人口・資金・産業の双方向の移動を推進することにより、都市・農村の経済格差の是正を図ろうとしている。食糧安全保障は、経済安全保障の重要な一部である。

IV-6-3. 生態文明体制改革を深化させる

「決定」は、「中国式現代化は、人と自然が調和・共生する現代化である。生態文明制度の体系を整備し、二酸化炭素排出削減・汚染物質排出削減・グリーン拡大・経済成長を協同推進し、気候変動に積極的に対応し、『山紫水明こそ金山・銀山』という理念を実施するための体制メカニズムの整備・実施を加速しなければならない」とする。

主要な政策は、以下のとおりである。

(1) 生態文明の基礎体制の整備

地域別・差別化され、管理・コントロールが精確な生態環境管理制度を実施。自然資源・資

産の健全な財産権制度と管理制度体系を整備。

(2) 健全な生態環境ガバナンスシステムの整備

生態環境ガバナンスの責任体系・監督管理体系・市場体系・法律法規政策体系の建設推進。山地・河川・林地・田畑・湖沼・草地・砂漠の一体化保護・系統的ガバナンスの健全なメカニズムの整備。多元化した生態系保護・修復投入メカニズムの建設。水資源の料金制から税制への改正を全面推進。エコ製品の健全な価値実現メカニズムの整備。健全で横断的な生態系保護補償メカニズムの整備。

(3) グリーン・低炭素の健全な発展メカニズムの整備

グリーン・低炭素発展を支援する財政・税制・金融・投資・価格政策と標準体系の実施。グリーン・低炭素産業の発展。グリーン消費を奨励する健全なメカニズムの整備。石炭のクリーン・高効率利用の健全なメカニズムの整備。新型エネルギー体系の計画・建設の加速。新エネルギーの利用・コントロール政策措置の整備。エネルギー消費の「総量・強度（GDP単位当たりの消費）コントロール」から二酸化炭素排出の「総量・強度コントロール」に全面転換する新メカニズムの確立。温室効果ガスの排出権取引制度・自主的排出削減取引制度の整備。二酸化炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルの積極かつ穏当な推進。

(注目点)

環境政策もマクロ政策の方向性との一致が要求されることになったため、二酸化炭素排出ピークアウト・カーボンニュートラルについても、まず新型エネルギー体系の確立が優先され、その後石炭火力依存からの脱出が図られることになり、「穏当に」推進されることとなった。エネルギー・資源の安全保障は、経済安全保障の重要な一部である。

IV-6-4. 国家安全保障の体系と能力の現代化を推進する

「決定」は、「国家安全保障は中国式現代化を安定させ長期に推進する重要な基盤である。総体的国家安全観を全面的に貫徹し、国家安全保障を擁護する体制メカニズムを整備し、質の高い発展とハイレベルの安全保障の良性の相互促進を実現し、国家の長期安定を確実に保障しなければならない」とする。

（注目点）

質の高い発展とハイレベルの安全保障の相互促進が強調されているが、最近では国家安全保障にややウエイトがかかる傾向がみられる。この章では、特に経済安全保障は言及されていないが、各論の各政策の中に盛り込まれている。

国家発展・改革委員会党組理論学習中心組は、2024年8月2日学習時報において、経済安全保障を次の4点に整理している。

- ①食糧生産・買付・備蓄・加工・販売の協同保障を引き続き強化し、全方位で食糧安全保障の根底基盤をしっかりと打ち固める。
- ②新型エネルギー体系の計画・建設を加速し、資源の探査・開発を強化し、国家備蓄体系の建設を強化する。
- ③自主的で制御可能な産業チェーン・サプライチェーンを早急に作り上げ、産業チェーン・サプライチェーンの強靱性・安全水準を高める。
- ④健全なデータの基礎制度を確立し、データセキュリティのガバナンスを強化する。

V. 総括

V-1. 「改革の一層の全面深化」と「中国式現代化の推進」の関係

V-1-1. 中国式現代化とは

「中国式現代化」は、2022年の第20回党大会で初めて提起された。これは5つの特色があるとされる。

（1）人口規模が巨大な現代化

「中国は14億人の人口が現代化社会に邁進しており、規模は現在の先進国の人口の総数を超え、困難性と複雑性は未曾有のものであり、発展ルートを推進方式も必然的に自身の特徴がある」とする。

（2）全人民の共同富裕の現代化

「共同富裕は中国の特色ある社会主義の本質的要求であり、長期の歴史プロセスでもある」とし、「全人民の共同富裕に力を入れ、両極分化を断固防止する」としている。

（3）物質文明と精神文明が協調する現代化

「物の豊かさ、心の豊かさは、社会主義現代化の根本要求である」とする。

（4）人と自然が調和・共生する現代化

「人と自然は生命共同体であり、際限なく自然から搾取し甚だしきは破壊すれば、必ず自然の報告に遭うことになる」とし、自然・生態環境保護を強調している。

（5）平和発展の道を歩む現代化

「中国は、一部の国家が戦争・植民地支配・略奪等の方式を通じて現代化を実現した旧い道を歩まない」とし、「世界の平和発展擁護の中で自国の発展を図ると同時に、自国の発展により世界の平和と発展を擁護する」としている。

（2）以下を見ると、中国は後発の優位性を生かし、これまで現代化の過程で西側諸国が歩んだ、所得格差の拡大・社会の両極分化、精神の荒廃・信仰の喪失、環境破壊、戦争・植民地

支配・略奪の道を歩まず、新しい現代化モデルを作り上げるとしている。しかしながら、改革開放後46年、市場経済化を初めてから32年が経過しており、中国では既に所得格差の拡大、拝金主義や若者の無気力、環境破壊の問題が進行している。これを解決しつつ、独自の現代化を進めることは決して容易ではない。

V-1-2. 「改革の一層の全面深化」と「中国式現代化」の対応関係

「決定」は、中国式現代化は改革開放の中で不断に推進されるとし、改革開放は中国式現代化の制度的保障と位置づけているが、今回の改革の内容と上記の5項目の対応関係を見てみると、

- ①人口規模の巨大さに直接関係する部分は見当たらない。第11章「民生の保障・改善」の最後に人口について触れている箇所はあるが、それは人口規模の問題ではなく、人口の少子高齢化への対応である。
- ②「共同富裕」については、各論では全く言及されておらず、第11章「民生の保障・改善」の「所得分配制度の整備」の項目で、従来の表現が繰り返されている程度である。
- ③精神文明については、第10章「文化体制メカニズムの改革深化」が対応しており、「公衆道徳・職業モラル・家庭の美徳・個人の品性を涵養するための健全な体制メカニズムを整備し、信義誠実を重んじる社会づくりの健全で長期効果的なメカニズムを整備し、社会全体が自覚的に法律を遵守して公序良俗を守るよう教育して導き、拝金主義・享楽主義・極端な利己主義・歴史ニヒリズムに断固反対する」としている。
- ④人と自然の調和・共生については、第12章「生態文明体制改革の深化」が対応している。
- ⑤平和発展の道については、第15章「党の指導水準向上」の最後の部分で、独立・自主の平和外交政策が解説されている。

このように、「決定」の改革内容と中国式現代化は、必ずしもぴったりに対応しているとはい

えず、対応していても、ごく一部で言及されているのみであり、全体での位置づけも後順位となっている。個別の改革項目は実務的なものであり、「中国式現代化」の高邁な理想にはうまく対応しきれないのであろう。したがって、次節では経済体制改革の中身に焦点をあて考察することとする。

V-2. 経済体制改革の注目点

以上の「決定」の内容から、習近平体制第Ⅲ期の経済体制改革の注目点として、以下の点が挙げられる。

V-2-1. 習近平総書記の威信の一層の強化

指導思想のうち、習近平「新時代の中国の特色ある社会主義」思想以前の指導思想は堅持するだけとし、習近平思想だけは全面貫徹しなければならないとして、習近平思想の重要性を際立たせている。

また改革開放の成果も、鄧小平・江沢民・胡錦濤時代の成果に比べ、習近平時代に入ってから成果はとりわけ貴重であり、総括・運用しなければならないとし、改革家としての習近平を以前の3人の指導者より一段高く位置付けている。

V-2-2. 内需拡大よりも供給サイドの質の向上を重視

2022年の第20回党大会決定では、「内需拡大戦略実施をサプライサイド構造改革深化と有機的に結びつける」としており、需要サイドの刺激とともに、供給サイドの質の向上をも重視している。しかし、「決定」の構成を見ると、内需拡大はⅣ-1-2の「全国統一大市場の構築」の一部として簡単にふれられているだけであるのに対し、サプライサイド構造改革はⅣ-2全体で述べられている。

内需拡大と併せサプライサイド構造改革を重視する考え方を主導したのは劉鶴前副総理であった。彼は、人民日報2022年11月4日に論文「内需拡大戦略実施をサプライサイド構造改

革の深化と有機的に結びつける」を寄稿しており、両者を結びつける必要性として、「経済運営の主要な矛盾は、総需要不足から供給構造が需要構造の変化に適応していないことに変化し、矛盾の主要方面は供給サイドに転じた」と指摘し、「経済の質の有効な向上と量の合理的な成長の実現を推進し、人民の日増しに増大する素晴らしい生活の需要をよりよく実現し、中国式現代化を不断に推進・拡大しなければならない」とする。また海外のデカップリング・デリスキングの動きに対抗するためにも、「需給両サイドの力を発揮し、有効需要を拡大するだけでなく、生産関数の変革・調整を推進し、新たな競争優位性を築き上げることが必要である」と述べている。この彼の考え方が、習近平体制第Ⅲ期にも引き継がれているのである。

しかし、中国経済の現在の停滞は、「有効需要の不足」が原因であることを、党中央・政府は繰り返し認めている。内需拡大のためには、消費・投資をともに喚起する必要があるが、消費を喚起するためには、新たな消費需要を掘り起こす必要があり、同時に個人の所得を安定的に増加させるメカニズムを整備しなければならない。また投資については、これまでのように不動産投資・公共インフラ投資に依存するのではなく、設備投資や民間投資に投資の主力を転換する必要がある。そのために必要な制度改革について、「決定」はもっと字数を割くべきではなかったか。内需拡大を小さく扱ったことは、内外に「現政権は内需拡大に不熱心」という誤解を与え、中国経済の先行きへの悲観論を増幅するおそれがある。「決定」とは別に、党中央・政府は、内需拡大策を速やかに打ち出す必要がある。

V-2-3. 「新たな質の生産力の発展」がサプライサイド構造改革の中心に

「決定」IV-2. 「経済の質の高い発展を推進する健全な体制メカニズムの整備」でまず強調されているのは、「新たな質の生産力の発展」であり、重要キーワードと言ってよい。

この「新たな質の生産力の発展」の中身は、まだ議論の途中にあるものと考えられるが、マクロ政策を指導する党中央財經領導委員会弁公室の責任者が、新華社北京電23年12月17日で行った前述の解説によると、これは単にカギ・コアとなる技術の難関攻略、戦略的新興産業・未来産業の発展という技術面のブレイクスルーだけではなく、企業家・科学研究者・労働者の質のレベルアップ、労働・知識・技術・管理・データ・資本等の生産要素の新たな組合せを模索するものであり、今後これがサプライサイド構造改革の中心となっていくものと考えられる。

「決定」によれば、ここで言う「新興産業」とは、新世代情報技術、AI、航空・宇宙、新エネルギー、新素材、ハイエンド装置、バイオ医薬、量子科学技術等であり、「未来産業」は、例示がない。3月の「政府活動報告」では、未来産業に量子技術とライフサイエンスが例示されていたが、今回、量子科学技術は戦略的新興産業に移っている。これを見ても、戦略的新興産業と未来産業の概念的区分は、まだ流動的であることが分かる。

次期第15次5カ年計画(2026～30年)では、この2つの産業の育成が、デジタル経済の発展と並ぶ大きな柱となろう。なお、「決定」は展望性のある戦略的新興産業に国有資本を集中させるとしており、研究・開発能力のある一部の民営企業にしか、この分野への参入のチャンスは与えられないものと見られる。しかし、国有企業にイノベーションを大きく依存することには無理があるのではないか。イノベーションは民営企業の市場における激しい競争の中でしばしば偶然に生まれるものであり、国家が主導し計画的に進めるだけでは限界がある。それゆえに、故李克強前総理は、事あるごとに、「大衆による起業・万人によるイノベーション」を進める必要を説いていたのであり、民営企業にもっと活躍の場を与えるべきであろう。

1月の集団学習会における習近平総書記の重要講話は、党機関誌「求是」に詳細が公開されたが、その後も国家発展・改革委員会、工業・

情報化部等で具体的な内容の詰めが行われている。「新たな質の生産力の発展」は、最先端産業をめぐる米中争覇戦の一環でもあり、日本としても、今後この「新たな質の生産力の発展」の具体的政策を密接にフォローし、ビジネスチャンスさらには自身の産業の高度化のチャンスを的確に掴まえていくことが極めて重要になるものと思われる。

V-2-4. マクロ政策の方向との一致性を重視

これまで、財政・金融・雇用・産業・地域・科学技術・環境保護政策の協調・連携が重視されていたが、経済以外の政策についてもマクロ政策の方向性との一致が要求されることとなった。

過去の事例を見ると、過度な二酸化炭素排出抑制が石炭・電力不足を招き、私営学習塾の規制が大学卒業生の失業を増やし、独占禁止の観点からの厳罰や多額の寄付要求がITプラットフォーム企業の経営を悪化させ、大学卒業生の雇用を減らし、オンラインゲームの規制がITプラットフォーム企業の経営悪化・証券市場の混乱を招いている。

それぞれの政策は、環境保護、教育費用の軽減による少子化対策の推進、独占禁止政策の徹底、所得の第3次分配促進、若者の生活の健全化等の政策目的で実施されたものであっても、これが集中的に打ち出されたことにより、大学卒業生の雇用不安・民営企業の自信喪失・社会全体の経済の将来予想（期待）の弱気化を招いている。また、反スパイ法の強化も、国家安全保障の観点からとはいえ、その適用基準の曖昧さが、外資企業に対中投資を躊躇させている面も否めない。

成長を制約し、社会の予想を弱体化させるおそれのある政策の新規制定については、今後、国家発展・改革委員会による厳しい事前チェックが入ることになる。ただ、鄧小平・江沢民・胡錦濤時代と異なり、政策の重心が経済発展から国家安全保障へと移行したことに伴い、中国

政府（国務院）における最強力官庁は、国家発展・改革委員会から国家安全部へと移行している。国家安全部の政策を、国家発展・改革委員会が外資誘致の観点から抑制できるかどうかは定かではない。

V-2-5. 重要リスクへの対応

現在、中国経済は不動産市場の低迷・地方政府債務の増大・中小金融機関の経営悪化という3大リスクを抱えており、この問題の長期化が民営企業・外資企業・消費者のマインドに悪影響を与えている。これらのリスクを早期に緩和しなければ、持続的安定成長は実現できない。

「決定」は地方政府の債務リスクについては、消費税の地方税化・一般性移転支出の増加等の地方財政の財源強化策、中央財政の負担増、隠れ債務の防止・解消を打ち出し、中小銀行のリスクについても、大株主・実質支配者への規制、産業資本・金融資本のファイアウォールの構築等の政策を打ち出している。しかし不動産のリスクについては、「民生の保障・改善」の章の中の社会保障の一部の住宅保障政策として、地方の裁量権の拡大、分譲住宅の事前販売の改革等を簡単に述べているにすぎない。これは、内外にかなり「期待はずれ」の感を抱かせたとと思われる。

不動産は、マクロ経済全体に影響を及ぼすものであり、むしろマクロコントロールの部分に移動させ、今後5年の不動産市場の抜本改革について、将来展望をしっかりと示す必要があったのではないかと。地方に任せきりにするのではなく、5月に示された分譲住宅在庫の買取等の不動産市場の新政策を中央が着実に後押しし、必要に応じ大胆に政策を見直していくことが重要である。

V-2-6. 民営企業・外資企業マインドの改善は期待できるか

中国経済の将来について、2023年4-6月期から民営企業・外資企業・消費者の確信が揺らぎ、民間投資・外資の直接投資・消費の低迷

をもたらしている。23年12月の中央工作会議は「『中国経済光明論（中国経済の見通しは明るい）』を鳴り響かせなければならない」としており、当面は民営企業・外資企業・消費者のマインドをどう高めるかが重要課題となっている。

しかし、企業・消費者のマインド低下の一因となっている不動産市場の不況については、前述のとおり、何ら有効な対策が示されていない。

民営企業については「2つのいさかかも揺るぐことなく」が再確認され、市場における平等な取り扱いが約束されているが、昨年7月から打ち出されている「民営経済の発展・壮大化促進」の一連の政策に比べて迫力不足は否めない。むしろ民間投資の促進だけが強調されている感がある。

外資企業についても、これまで繰り返し述べられてきた内国民待遇や外国人への居住・教育・支払決済の便宜が示されているが、外資企業のマインドは今やそれでは回復せず、中国に滞在する外資企業の合法権益、従業員の生命・身体・

財産の安全を確実に保障する必要がある。

消費者に対しても、所得増加の方針を示しているが、具体的に所得増加のための長期有効なメカニズムの中身が示されなければ安心して消費はできないであろう。

いずれにせよ、この中身では民営企業・外資企業・消費者のマインドを改善するには不十分であり、「新しい質の生産力の発展」に資する企業家精神が直ちに発揚されるとは思われない。むしろ、この「決定」に基づき、今後国務院が民営経済の発展・壮大化、民間投資の促進、個人所得の長期安定的な増加、不動産市場・企業の安定化、消費促進、外資企業及びその従業員の権益保護について、迅速にきめ細かく政策を打ち出し、確実に実行していくことが重要である。特に、法案作成中の民営経済促進法については、単なる精神規定ではなく、具体的に民営企業の発展支援策、民営企業・民営企業家の合法権益・財産権の保護をしっかりと書き込むことが必要である。

参 考 文 献

柯隆（2024）『中国の不動産バブル』文春新書
田中修「習近平指導部の経済改革・経済政策」
（財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」119号 田中修責任編集「中国特集」（2014年8月刊）所収）
田中修「習近平体制第Ⅱ期の経済政策の基本理念」（財務省財務総合政策研究所「フィナンシャル・レビュー」138号 田中修責任編集「中国特集」（2019年8月刊）所収）
田中修「新型コロナと中国経済－マクロ政策を中心に」（中国研究所「中国年鑑2021」（2021年5月刊）所収）
田中修「改革開放を当面維持－3期目の経済政

策－」（中国研究所「中国年鑑2023」（2023年5月刊）所収）
田中修「持続的経済発展の課題」（拓殖大学海外事情研究所「海外事情7・8月号」（2023年7月刊）所収）
田中修「全人代から見た中国の2024年の経済政策」（日中経済協会「日中経協ジャーナル2024年5月号」所収）
福本智之（2022）『中国減速の深層』日本経済出版
劉鶴「内需拡大戦略実施をサプライサイド構造改革の深化と有機的に結びつける」（人民日報2022年11月4日）